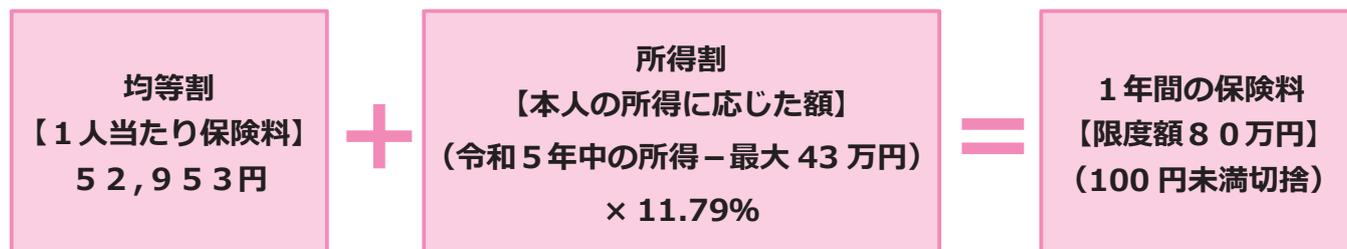


後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和6年度の保険料について～

■ 令和6年度の保険料につきましては、7月中旬に個別にお知らせいたします。

《保険料の計算方法》



○ 1年間の保険料の上限額は、令和6年度は80万円です。

○ 年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・ 「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・ 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

■ 保険料の軽減

《均等割の軽減（年額）》

世帯の所得により計算し、7割軽減、5割軽減、2割軽減となります。

○ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

○ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

○ 65歳以上の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※ 保険料の詳しい計算方法については、個別に郵送する納入通知書をご覧ください。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

◆ お問合せ先 保健福祉課保険グループ ☎ 35 - 2120